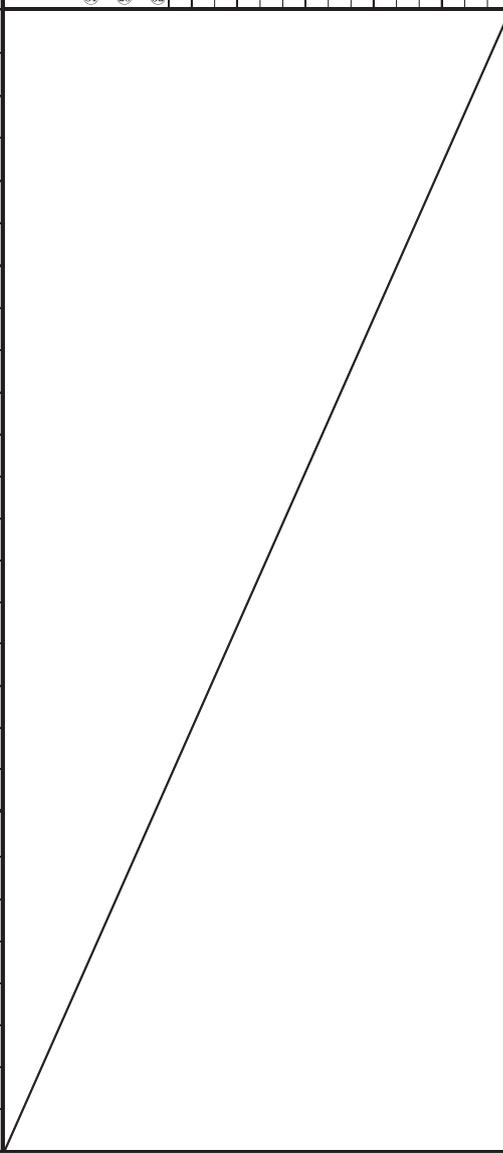


事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名
------------------	--------	-----

(事業税)

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細								
摘要	課税標準	税率 (100)	税額	(特別控除戻税額等又は個別帰属特別控除戻税額等) 課税標準となる法人税額 又は個別帰属法人税額								
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				23	兆	十億	百万	千	円			
所得割	所得金額総額 34			24								
	所得金額 35			25								
付加価値割	付加価値額総額 36			26								
	付加価値額 37			27								
資本割	資本金等の額総額 38			28								
	資本金等の額 39			29								
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				30								
収入割	収入金額総額 40			31								
	収入金額 41			32								
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				33								
所得割	所得金額総額 42											
	所得金額 43											
付加価値割	付加価値額総額 44											
	付加価値額 45											
資本割	資本金等の額総額 46											
	資本金等の額 47											
収入割	収入金額総額 48											
	収入金額 49											
合計事業税額 50 + 37 + 39 + 41 + 43 + 45 + 47 + 49				50								
事業税の特定寄附金税額控除額				51								
仮装経理に基づく事業税額の控除額				52								
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				53								
納付すべき事業税額 50 - 51 - 52 - 53				54								
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業												
⑤の内訳	所得割 55	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 56	兆	十億	百万	千	円
	資本割 57						収入割 58					
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業											
⑥の内訳	所得割 59	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 60	兆	十億	百万	千	円
	資本割 61						収入割 62					
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業											
合計特別法人事業税額 (63 + 64 + 65)				63								
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				67								
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				68								
納付すべき特別法人事業税額 66 - 67 - 68				69								

(特別法人事業税)



事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名
------------------	--------	-----

(事業税)

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細			
摘要	課税標準	税率 (100)	税額				
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			
所得割	所得金額総額 ㉔			23			
所得割	所得金額 ㉕						
付加価値割	付加価値額総額 ㉖			24			
付加価値割	付加価値額 ㉗						
資本割	資本金等の額総額 ㉘			25			
資本割	資本金等の額 ㉙						
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				法人税割額			
収入割	収入金額総額 ㉚			26			
収入割	収入金額 ㉛						
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				都民税の特定寄附金税額控除額			
所得割	所得金額総額 ㉜			27			
所得割	所得金額 ㉝						
付加価値割	付加価値額総額 ㉞			28			
付加価値割	付加価値額 ㉟						
資本割	資本金等の額総額 ㊱			29			
資本割	資本金等の額 ㊲						
収入割	収入金額総額 ㊳			30			
収入割	収入金額 ㊴						
合計事業税額 ㉕ + ㉗ + ㉙ + ㉛ + ㉝ + ㉟ + ㊲ + ㊴				31			
事業税の特定寄附金税額控除額				32			
仮装経理に基づく事業税額の控除額				33			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				34			
納付すべき事業税額 ㉕ - ㉕ - ㉗ - ㉙ - ㉛ - ㉝ - ㉟ - ㊲ - ㊴				35			
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業				納付すべき法人税割額 ㉕ + ㉗ - ㉗ - ㉙ - ㉛			
所得割	所得金額 ㉕			36			
付加価値割	付加価値額 ㉗						
資本割	資本金等の額 ㉙			37			
収入割	収入金額 ㉛						
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				差引法人税割額 ㉕ - ㉗ - ㉙			
所得割	所得金額 ㉝			38			
付加価値割	付加価値額 ㉟						
資本割	資本金等の額 ㊲			39			
収入割	収入金額 ㊴						
合計特別法人事業税額 (㉕ + ㉗ + ㉙)				40			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				41			
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				42			
納付すべき特別法人事業税額 ㉕ - ㉕ - ㉗ - ㉙				43			

(特別法人事業税)

摘要	課税標準	税率 (100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	㉕	0.0	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	㉛	0.0	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	㉛	0.0	
合計特別法人事業税額 (㉕ + ㉛ + ㉛)			44
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額			45
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額			46
納付すべき特別法人事業税額 ㉕ - ㉕ - ㉛ - ㉛			47